

目標5

平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。

目標6

平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。

【目標担当課:景観みどり課】

■目標5の進捗状況

茅ヶ崎市みどり審議会で「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しの考え方について協議を行い、平成28年3月にパブリックコメント(※)を実施しました。平成29年4月の条例施行を目指して、作業を進めています。

■目標6の進捗状況

●指定および位置づけ

コア地域	・本計画において、自然環境上特に重要な地域を優先的に保全するため、「コア地域」として清水谷(堤)、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷(甘沼)、行谷、柳谷(芹沢)、柳島の7地域を位置づけています。
特別緑地保全地区	・平成24年3月に清水谷を指定しました。 ・平成28年3月に赤羽根十三区を指定しました。 ・平成21年度策定の「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、他の指定候補地として、行谷、長谷、赤羽根斜面林を位置づけています。
湘南海岸保全配慮地区(※)	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの保全について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎駅周辺緑化重点地区(※)	・「茅ヶ崎市みどりの基本計画」で、みどりの創出について重点的に配慮を加えるべき地区として位置づけています。
茅ヶ崎南東部緑化重点地区	
保存樹林・保存樹木 (重点施策⑬参照)	・緑豊かなまちづくりを推進するために、一定の基準を満たす樹林地、樹木の所有者に対し、保全にまつわる助成を行っています。 ・保存樹林指定(助成)件数:32件、面積計45,920.69㎡ ・保存樹木指定(助成)件数:26件 *いずれも平成27年度時点

重点施策16 自然環境の保全に向けた条例の制定 17 保全すべき地域の指定

■概要

- ・市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。
- ・貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において位置づけた特別緑地保全地区の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を保全すべき地域として指定します。

■平成27年度の取り組み

①市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例制定

事業名	取り組み結果	担当課
「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しと策定	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの保全・再生・創出を総合的に進めるため、どのような制度設計が必要かを整理し、みどり審議会での協議を行いました(6回)。 ・条例の考え方について、平成27年11月に2回の市民説明会を開催し、環境審議会への進捗状況報告等を経て、平成28年3月よりパブリックコメントを実施しました。 	景観みどり課
みどりの対話集会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体「市民と市長の対話集会をすすめる会」との協働により開催しました。 ・市民からの問題提起をもとに、市長およびみどり行政に携わる職員との意見交換を行いました。 	環境政策課 景観みどり課

②貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るための地域指定

事業名	取り組み結果	担当課
赤羽根十三区の特別緑地保全地区指定(関連:重点施策7)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区指定に向けて詳細な測量を実施しました。 ・平成28年3月に特別緑地保全地区指定に指定しました。 ・詳細は、23ページの重点施策7をご参照ください。 	景観みどり課
「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しに係る新たな保全を図るための制度検討(関連:重点施策16)	茅ヶ崎市みどり審議会で「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しの考え方について協議を行い、市民にとって潤いや癒しをもたらすみどりを保全するための施策として、特別緑地保全地区や市民緑地制度、その他の制度で保全することが困難である土地を保全するための、市独自の保全制度を本条例に位置付けることを検討しました。主に、所有者からの届出と優遇措置などを組み合わせた制度を想定しています。	

③貴重な自然環境を有する地域の周知

事業名	取り組み結果	担当課
自然環境評価再調査(平成23年度実施)の結果周知と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ上で公開している「まっぷdeちがさき」を通じ、指標種の位置情報等の調査結果を公表しています。 ・調査結果を活用し、赤羽根十三区特別緑地保全地区の指定区域を検討し、特別緑地保全地区として指定しました。 	景観みどり課
広報紙やホームページを通じた周知	・市民団体「清水谷を愛する会」や「相模川の河畔林を育てる会」の観察会等について周知しました。	環境政策課
みんなの環境基本計画特集号を活用したコア地域の重要性、貴重性の周知	・重点施策1をご参照ください。	
保存樹林の観察会	・保存樹林所有者の協力をえて、保存樹林の観察会を実施し、市街地に残される自然環境の周知を行うとともに保全に対する意識啓発を行った。	景観みどり課

■平成27年度予算執行状況

事業名	27年度予算額	27年度決算額	(参考)26年度決算額	担当課
用地測量委託(赤羽根十三区)(再掲)	2,500千円	2,214千円	1,739千円	景観みどり課
みんなの環境基本計画特集号発行(再掲)	856千円	737千円	694千円	環境政策課
合計	3,356千円	2,951千円	2,433千円	

■成果・課題と評価

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月施行を目的に、「茅ヶ崎市緑の保全および緑化の推進に関する条例」の見直しの考え方についてパブリックコメントを実施しました。 ・平成28年3月に赤羽根十三区を特別緑地保全地区に指定しました。 	C A: 極めて順調に進んでいる B: おおむね順調に進んでいる C: ある程度進んでいる D: あまり進んでいない E: 積極的な取り組みが必要 -: 取り組みなし(評価不能)
課題 <ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき地域の指定について、「茅ヶ崎市緑の保全および緑化の推進に関する条例」の見直し後に市独自の「みどりの保全地区」の制度を定める必要があります。 	

重点施策18 自然環境庁内会議の設置

■概要

- ・貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための会議体を設置します。
- ・会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。

■平成27年度の取り組み

①自然環境に関する情報共有と迅速な対応を行うための会議体設置と運営

事業名	取り組み結果	担当課
定例会(月1回)、臨時会の開催	・月1回の定例会を実施し、課題解決に向けた議論と情報交換を行いました。 (テーマ:土地利用相談の情報共有、緑の保全および緑化の推進に関する条例の見直し、赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区の指定)	景観みどり課
要綱の改正	・議論の対象範囲の拡大と効果的な協議を実施するために要綱改正を行いました。具体的には、コア地域以外の「良好な自然環境を有する土地」も協議対象に加え、土地利用に係る調査や課題の検討や自然環境保全に関する情報の収集・調査、新たな自然環境保全策を検討することとしました。	

■平成27年度予算執行状況

事業名	26年度予算額	26年度決算額	(参考)25年度決算額	担当課
予算措置なし				

■成果・課題と評価

成果	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に向けた議論と情報交換を行いました。 ・平成27年9月に自然環境庁内会議の設置要綱を改正し、環境基本計画(2011年版)の中間見直しにおいて、目標を「自然環境庁内会議の効果的な運用」と修正しました。 	B
課題	<ul style="list-style-type: none"> A:極めて順調に進んでいる B:おおむね順調に進んでいる C:ある程度進んでいる D:あまり進んでいない E:積極的な取り組みが必要 -:取り組みなし(評価不能)
<ul style="list-style-type: none"> ・市内に残された貴重な自然環境の保全のため引き続き積極的な議論と情報交換を行う必要があります。 	

